婦人労働調査資料　第18号

産前産後の休業状況調査

労働省婦人少年局

—産前産後の休業状況調査— 昭和28年

目　次

序　論　頁

一　調査の目的……1

二　調査の対象……1

三　調査の方法……3

四　調査の時期……3

五　調査結果の概要……3

第一部　事業場調査

一　労働者数、女子労働者数、有夫者数、産婦数……5

二　母性保護に関する規定……6

1　規定の全然ない事業場……6

2　軽易業務への転換に関する規定……7

3　産前産後の休業に関する規定……7

4　産前産後による解雇制限に関する規定……7

5　育児時間に関する規定……7

6　危険有害業務の就業制限に関する規定……7

7　慶弔規定のうち出産に関する規定……7

三　出産労働者に関する総括的事項……8

1　年齢別、初産経産別、産婦数……8

2　勤続年数……9

3　部門別……10

4　賃金……10

（a）産前産後の休業中の賃金……10

（b）休業前後の賃金比較……10

四　軽易業務への転換……10

1　年齢別、初産経産別人員……10

2　軽易業務への転換の時期及び転換日数……11

3　軽易業務への転換前後の賃金……11

五　産前産後の休業日数……11

1　産前の休業日数……12

2　産後の休業日数……12

頁

六 育 児 時 間 …… 13
1 初産経産別育児時間 …… 13
2 年齢別、部門別育児者数 …… 13
3 育児時間中の賃金 …… 13
4 哺 育 場 所 …… 14
七 異 常 産 …… 14
八 産前産後の退職者数 …… 15
1 部門別、年齢別退職者数 …… 15
2 産 前 の 退 職 者 …… 15
3 産 後 の 退 職 者 …… 16
4 退 職 理 由 …… 16

第二部 個 人 別 調 査

一 調 査 産 婦 数 …… 17
二 調査産婦について …… 17
三 初 経 産 別 …… 17
四 「つ わ り」 …… 17
五 医師又は助産婦の診察を受けた回数 …… 18
六 産 前 休 業 …… 19
七 産 後 休 業 …… 19
八 出 産 …… 19
九 家 事 労 働 …… 20
十 育 児 …… 20
1 乳児の保護をする者 …… 20
2 授乳について …… 21
3 産婦の子の数 …… 21
十一 妊娠、出産による退職の有無及び産後の作業 …… 22

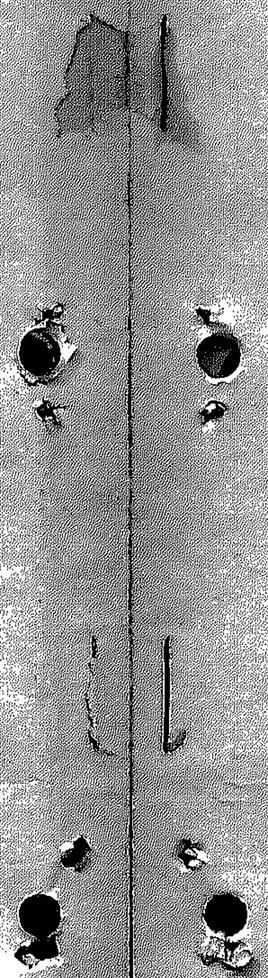

統 計 表 目 次

頁

表 1 規模別事業場数 …… 1
表 2 経営形態別事業場数 …… 2
表 3 産業別、規模別事業場数 …… 2
表 4 県別労働者数、有夫者数、産婦数及びその割合 …… 5
表 5 規模別労働者数、有夫者数、産婦数及びその割合 …… 6
表 6 1事業場当り労働者数、有夫者数、産婦数 …… 6
表 7 母性保護に関する規定のない事業場 …… 6
表 8 母性保護に関する規定の有無 …… 8
表 9 年齢別産婦数 …… 8
表 10 産婦の勤続年数 …… 9
表 11 部門別産婦数 …… 10
表 12 部門別産前産後の休業中賃金の有無 …… 10
表 13 産前産後の休業前後の賃金比較 …… 10
表 14 軽易業務への転換者数 …… 11
表 15 軽易業務への転換の時期 …… 11
表 16 軽易業務の転換日数 …… 11
表 17 軽易業務への転換前後の賃金比較 …… 11
表 18 産前の休業日数 …… 12
表 19 産後の休業日数 …… 12
表 20 1日当り育児時間 …… 13
表 21 年齢別、部門別育児者数 …… 13
表 22 育児時間中の賃金 …… 13
表 23 哺 育 場 所 …… 14
表 24 初産、経産別異常産数 …… 14
表 25 年齢別異常産数 …… 14
表 26 部門別異常産数 …… 14
表 27 産前産後の退職者数 …… 15
表 28 部門別、年齢別退職者数 …… 15
表 29 産前の退職の時期 …… 16
表 30 産後の退職の時期 …… 16
表 31 産前産後の退職の理由 …… 16
表 32 「つわり」について …… 18
表 33 妊娠より出産迄に医師又は助産婦の診察を受けた回数 …… 18
表 34 産前産後休業日数調 …… 19
表 35 出産日が予定日よりどの程度早かつたか或いは遅かつたかについての調 …… 20
表 36 初産、経産別の産後家事労働を始めた時期 …… 20
表 37 作業中の乳児の保護 …… 21
表 38 授乳について …… 21
表 39 妊娠出産による退職の有無及びその後の作業 …… 22

産前産後の休業状況調査

序　　論

一　調査の目的

労働基準法は、女子労働者保護のため種々の規定を設けている。特に産前産後に関しては、女子労働者の母性を保護し、かつ、次代の国民の健全な成長を守るため、産前の休業、産後の休業、産前における軽易業務への転換、解雇制限、育児時間について規定している。一方産前産後に休業した人は、健康保険法によつて分娩費、及び出産手当金等の保険給付が受けられる。

ところでこれらの諸規定が実際にどのように産前産後の女子労働者に保護としてうけいれられているであろうか、その実状を知ることが、よりよい保護対策に資するため必要であると考える。

婦人少年局ではすでに昭和27年に産前産後の休業に関する調査を行い、婦人労働調査資料第13号「産前産後休業調査」として刊行した。ただその調査では女子を50人以上雇用する事業場を対象としており、比較的大規模の事業場についてのものである。今回はそれより規模の小さい、つまり中小規模の事業場に重点をおき、前記の諸保護規定のもとにおける女子労働者の実情を明かにしようと努めたものである。

先の婦人労働資料13号と相補つて、女子労働者の母性保護に関心をよせる労使その他の方々のお役に立てば幸である。

二　調査の対象

この調査は、政府管掌の健康保険の被保険者のうち、昭和27年9月から昭和28年8月までに出産した女子労働者について、山形、福島、新潟、富山、石川、福井、岡山、広島、徳島、香川の10県につき、分娩費支給請求書から一定の割合で抽出し、それら出産労働者の所属する994事業場について事業場調査を行い、併せて各県毎に10人づつの出産労働者につき、個人別の調査を行つたものである。

これら994事業場の規模を従業員数からみると、9人以下89（8.9%）、10～29人331（33.3%）、30～49人180（18.1%）、50～99人164（16.5%）、100～199人119（12.0%）、200人以上111（11.2%）で、約6割が従業員50人未満の事業場である。（表1参照）

経営形態別にわけると、表2のとおりで、株式会社が最も多く613で61.7%、次は個人経営168で16.9%である。表中その他が132で13.3%あるが、このなかには株式、合資、合名、有限、個人以外のもので、例えば医療法人、地方公共団体、協同

表1　規模別事業場数

昭和29年1月　婦人少年局調

県名	9人以下	10～29人	30～49人	50～99人	100～199人	200人以上	計
山形	14	39	18	13	10	15	109
福島	4	17	7	11	10	8	57
新潟	5	30	25	12	10	8	90
富山	15	41	19	16	13	12	116
石川	17	57	35	42	26	23	200
福井	11	46	23	17	5	4	106
岡山	9	25	16	6	7	3	66
広島	6	57	20	28	21	23	135
徳島	1	16	8	10	7	9	61
香川	7	23	9	9	10	6	64
計	89	331	180	164	119	111	994
%	8.9	33.3	18.1	16.5	12.0	11.2	100

組合などがある。合名、合資、有限はあわせて78（7.8％）であつた。（表2参照）

参考までに産業分類別の事業場数を規模別に出したのが表3である。これによると、調査対象は、農林、水産以外の殆んどすべての産業にわたつているが、製造業が特に多く736（74％）あり、そのうち紡織業が361で全体の36.3％に当り、次いでサービス業77、卸売小売69の順となつている。（表3参照）

表2　経営形態別事業場数

昭和29年1月　婦人少年局調

県名	計	株式	合資	合名	有限	個人	その他	不明
山形	109	50	7	0	4	18	29	1
福島	57	31	0	0	2	17	7	0
新潟	90	61	7	3	4	12	3	0
富山	116	65	2	0	6	11	32	0
石川	200	141	9	2	2	43	2	1
福井	106	59	3	1	2	31	9	1
岡山	66	32	4	0	3	14	13	0
広島	135	93	2	2	5	17	16	0
徳島	51	34	1	0	4	2	10	0
香川	64	47	2	0	1	3	11	0
計	994	613	37	8	53	168	132	3
％	100	61.7	3.7	0.8	3.3	16.9	13.3	0.3

表3　産業別規模別事業場数

昭和29年1月婦人少年局調

産業分類	計	9人以下	10人以上	30人以上	50人以上	100人以上	200人以上
D 鉱業	34	1	6	1	6	8	12
E 建設業	7	—	2	—	3	—	2
F 製造業	736	48	235	158	139	86	70
20 食料品製造業	44	3	13	11	8	8	1
22 紡織業	361	28	126	86	65	34	22
23 衣服および身廻品製造業	50	1	16	13	14	5	1
24 木材および木製品製造業	55	2	24	13	13	2	1
25 家具および装備品製造業	1	—	1	—	—	—	—
26 紙および類似品製造業	29	—	10	3	4	6	6
27 印刷出版および類似産業	12	—	3	3	2	1	3
28 化学工業	39	5	10	8	5	2	9
30 ゴム製品製造業	13	1	—	—	1	5	6
31 皮革および皮革製品製造業	3	—	1	1	—	1	3
32 ガラスおよび土石製品製造業	32	1	10	6	6	6	3
33 第一次金属製造業	11	1	1	2	2	2	3
34 金属製品製造業	32	1	8	5	10	5	9
35 機械製造業	21	—	2	3	3	4	1
36 電気機械器具製造業	14	1	5	1	2	4	1
37 輸送用機械器具製造業	5	1	1	1	1	—	1
38 精密機械、理化学機械、写真機、光学機械器具及び時計製造業	2	—	1	1	—	—	—
39 その他の製造業	12	3	3	1	3	1	1
G 卸売および小売業	69	18	34	6	7	2	2
H 金融および保険業	17	1	4	3	1	2	6
J 運輸通信及びその他の公益事業	93	5	2	4	1	11	10
K サービス業	77	16	43	7	4	4	3
L 公務	21	—	5	1	3	6	6
合計	994	89	331	180	164	119	111
％	100	8.9	33.3	18.1	16.5	12.0	11.2

三　調査の方法

調査対象の選定は、地方婦人少年室職員が県の保険課や場合によつては社会保険出張所の好意により、健康保険法による分娩費支給請求書から所属事業場を1年間の各月に平均するように抽出し、事業場調査票を事業場に郵送して報告を求め、個人別調査票は婦人少年室職員が当該産婦に面接して直接記入する方法によつた。

四　調査の時期

調査を実施したのは昭和29年1月であるが、調査内容のうち、事業場従業員数については、28年12月末におけるもの、産婦については、27年9月から28年8月までの期間に出産し、出産前6ケ月以上雇用されていたものとなつている。

五　調査結果の概要

1　全従業員と女子労働者

調査対象994事業場の従業員総数は84,619人、そのうち女子は42.5％にあたる35,927人である。有夫の労働者は10,753人で女子労働者の29.9％を占める。昭和28年8月以前1年間に出産した労働者は2,101人で女子労働者の5.8％、有夫者の19.5％にあたる。

1事業場あたりの人員は、従業員数85.1人、そのうち女子36.1人、有夫者10.8人産婦2.1人である。

2　母性保護に関する規定

労働協約、就業規則、その他に軽易業務への転換、産前産後の休業、産前産後による解雇制限、育児時間危険有害業務の就業制限、慶弔規定のうち出産に関するもの等についての規定の有るものは、994事業場のうち軽易業務への転換、425（42.8％）、産前産後の休業724（72.8％）、解雇制限314（31.6％）、育児時間559（56.2％）、危険有害業務の就業制限274（27.6％）、慶弔規定中出産に関するもの、321（32.3％）で、就業規則で規定するものが大部分であるが、最後の慶弔規定についてだけは、その他に定めるものが就業規則より多くなつている。

以上のいずれにも規定を持たないのは211（21.2％）で規模が大きくなるにつれ、規定のない事業場の率は急減している。

3　出産労働者

出産労働者2,101人のうち具体的事項について記入のあつた2,027人についてみると、年齢19歳以下36人（1.8％）、20～29歳1,526人（75.3％）、30～39歳440人（21.7％）、40歳以上22人（1.1％）で、平均年齢は27歳である。個人別調査でも20歳代が78％を占めていた。

初産者が1,126人（55.6％）、経産者901人（44.4％）である。勤続年数5年未満が1,285人（63.4％）、5年～10年618人（30.5％）、10年以上115人（5.7％）で平均は4年である。

個人別調査では5年以内のものが56％、10年以内のものが85％を占めていた。

休業中有給のものが23.4％、無給が64.8％で他は不明である。休業後に休業前の賃金と同じ又はそれより多くを得ているのは1,357人（66.9％）、少い賃金を得ているもの132人（6.5％）不明26.6％である。

4　軽易業務への転換

産前において軽易な仕事に転換したのは184人で産婦数に対し9.1％にあたる。年齢別にみても大体産婦

の年齢構成と比例している。

軽易業務への転換の時期は、産前20日以内が7.1％、42日以内21.7％、100日以内29.9％、101日以上13.6％、不明27.7％である。

軽易業務についていた期間は、10日未満3.8％、10日以上、20日以上が共に8.2％、30日以上11.4％、40日以上7.6％、50日以上31.5％、不明29.3％である。転換後の賃金を以前の賃金と比較すると、154人（83.7％）は同額又はより多くを得ており、25人（13.6％）は少い賃金を得ている。

5　産前産後の休業日数

産前休業者1,956人のうち、6週以内の休業者は1,661人で84.9％を占め、6週を超えて休業した人は216人で11.0％にあたる。個人別調査でも6週以内の休業者は86％、6週を超えて休業した人は13％であつた。産前の平均休業日数は初産者25日、経産者21日で両者の平均は23日である。

産後休業は6週以内が924人で47.3％、6週を超えて休業したのは794人で40.5％である。個人別調査では6週以内が44％、6週を超えて休業したのは57％で後者の率は事業場調査の率より高い。産後の平均休業日数は初産者52日、経産者50日、合計では51日である。

6　育　児　時　間

育児時間をとつた人は1,055人で、そのうち77％は1日につき60分又はそれ以上、15.1％が60分未満の育児時間を使用した。

育児時間中の賃金は有給が779人（73.8％）無給が107人（10.2％）で不明が16.0％ある。

授乳場所は自宅が2割、他はいずれも事業場内とみられるが、そのうちでは休養室を利用する人が半数に近い。

7　異　常　産

異常産は120件で、産婦に対し、5.9％にあたり、$\frac{1}{3}$が生産、$\frac{2}{3}$が死産である。初産の異常産率は6.3％、経産の場合は5.3％で、初産の方がやや高い。

年令別の異常産率は19歳以下8.3％、20～29歳6.0％、30～39歳5.7％、40歳以上4.5％と高年令となるに従つて漸減している。又事務部門では6.3％、現場部門では5.8％で、事務部門の方がやや高い率である。

8　退　職　者　数

産前の退職者は117人、産後は448人、不明1人を入れて合計すると566人で、産婦100人につき28人退職している割合である。個人別調査では産婦の20％が退職していた。又産後の退職者は産前の退職者の4倍に近い。

初産者の退職率は36.8％で経産者の退職率16.8％にくらべ2倍以上である。部門別にみると事務部門の退職率は33.6％で現場部門の26.8％より高率である。

（先年の調査（昭和27年の調査をいう。以下同じ）では産婦100人につき35人退職の割合で今回よりも退職率は高く、初産者は経産者の倍以上の率で退職しており、又産後退職者数は産前退職者数の6倍以上であつた。）

なお退職者は解雇の4人を除き任意退職で、殆んどが妊娠、育児又は家事の都合を理由としている。

退職者の平均年令は25歳である。

第一部　事業場調査

一　労働者数、女子労働者数、有夫者数、産婦数

昭和28年12月末において従業員総数は84,619人でそのうち女子は35,927人を占め、42.5％にあたる。配偶者のある女子労働者は10,753人で女子労働者の29.9％にあたる。つまりこれらの事業場では女子労働者10人のうち3人は有夫者である。

上述の従業員総数中に女子の占める割合42.5％は、総理府統計局労働力調査による昭和27年10月における割合28.0％より遙かに高率である。しかも後者には農林業（女子の割合38.3％）を含んでいて28％であることからみて、この調査対象の事業場は、女子の割合が一般より非常に高率である。

次に産婦数に報告されているのは2,101人である。この数はこれらの事業場において昭和27年9月から昭和28年8月までの1年間に出産した女子労働者の数であるから、昭和28年12月末にはすでに退職した人も含むので、前記の12月末日における女子労働者数や、そのうちの有夫者数とは若干のずれがあるわけであるが、便宜上比較すると産婦数は女子労働者に対して5.8％、有夫者に対して19.5％にあたる。（表4参照）

表4　県別労働者数、有夫者数、産婦数及びその割合

（昭和29年1月婦人少年局調）

県名＼項目	従業員総数	女子	女子のうち有夫者数	産婦数	女子／総数	有夫者数／女子	産婦数／女子	産婦数／有夫者数
	人	人	人	人	％	％	％	％
山形	9,651	3,934	987	249	40.8	25.1	6.3	25.2
福島	5,401	1,564	381	105	29.0	24.4	6.7	27.6
新潟	6,236	2,292	797	191	36.8	34.8	8.3	24.0
富山	9,268	2,668	1,163	197	28.8	43.6	7.4	16.9
石川	19,183	11,078	3,142	536	57.7	28.4	4.8	17.1
福井	5,544	2,490	1,166	238	44.9	46.8	9.6	20.4
岡山	3,509	1,081	486	99	30.8	45.0	9.2	20.4
広島	15,526	5,935	1,666	262	38.2	28.1	4.4	15.7
徳島	5,574	2,925	502	110	52.3	17.2	3.8	21.9
香川	4,727	1,960	463	114	41.5	23.6	5.8	24.6
計	84,619	35,927	10,753	2,101	42.5	29.9	5.8	19.5

なおここで注意しなければならないのは事業場の選定に際し、産婦のいる事業場をえらんだため産婦数及び事業場内に占める産婦の率については、一般に各事業場において発生する数及び率よりも恐らく高いであろうと考えられることである。女子労働者数、有夫者数については、直接には、その点を考慮する必要はないと思われる。

次に規模別に従業員総数、女子労働者数、有夫者数、産婦数及びそれらの割合をみると表5のとおりである。

女子労働者のうち、有夫者の占める割合は9人以下の規模における53.8％が最高で、規模が大きくなるに従い低率となり、最低は200人以上の20.6％、合計では29.9％である。（表5参照）

表5　規模別労働者数、有夫者数、産婦数及びその割合

昭和29年1月婦人少年局調

規模＼項目	総数	女子	有夫者数	産婦数	女子／総数	有夫者数／女子	産婦数／女子	産婦数／有夫者数
	人	人	人	人	％	％	％	％
9人以下	609	320	172	99	52.5	53.8	30.9	57.6
10～29人	5,985	3,393	1,553	491	56.7	45.8	14.5	31.6
30～49人	6,956	4,300	1,813	366	61.8	42.2	8.5	20.2
50～99人	11,553	6,418	2,324	379	55.6	36.2	5.9	16.3
100～199人	16,813	7,814	2,071	319	46.5	25.9	4.1	15.4
200人以上	42,703	13,682	2,820	447	32.0	20.6	3.3	15.9
合計	84,619	35,927	10,753	2,101	42.5	29.9	5.8	19.5

産婦数の女子労働者に対する割合、有夫者に対する割合も当然のことではあるが規模が大きくなるにつれ低率となる傾向がみられる。

便宜上規模別に、1事業場あたりの従業員総数、女子労働者数、有夫者数産婦数をみると表6のとおりである。

従業員85人、そのうち女子が36人、有夫者11人、産婦2人というのが調査事業場の平均である。（表6参照）

表6　1事業場当り労働者数、有夫者数、産婦数

昭和29年1月婦人少年局調

規模＼項目	総数	女子	有夫者数	産婦数
	人	人	人	人
9人以下	6.8	3.6	1.9	1.1
10～29人	18.1	10.3	4.7	1.5
30～49人	38.6	23.9	10.1	2.0
50～99人	70.4	39.1	14.2	2.3
100～199人	141.3	65.7	17.4	2.7
200人以上	384.7	123.3	25.4	4.0
合計	85.1	36.1	10.8	2.1

二　母性保護に関する規定

これら994事業場で母性保護に関して、労働協約、就業規則その他に規定があるかどうかを、産前の軽易業務への転換、産前産後の休業、産前産後の解雇制限、育児時間、危険有害業務の就業制限、慶弔規定のうち出産に関するものの6項目について調べた結果は次のとおりである。

1　規定の全然ない事業場

前記の6項目について労働協約、就業規則、その他に全然規定のない事業場数は表7のとおりで合計211これは事業場総数の21.2％に当る。（表7参照）

表7　母性保護に関する規定のない事業場

昭和29年1月婦人少年局調

	計	9人以下	10～29人	30～49人	50～99人	100～199人	200人以上
事業場数	211	49	100	33	19	8	2
％	100	23.2	47.4	15.6	9.0	3.8	1.0

規模別にみると、9人以下では89事業場に対し規定のないもの49で55.1％、10～29人の事業場では331

に対し100で30.2％、30～49人の事業場では179に対し33で18.4％、50～99人の事業場では165に対し19で11.5％、100～199人の事業場では119に対し8で6.7％、200人以上の事業場では111に対し2で1.8％というように規模が大きくなるにつれて、母性保護規定の全然ないものの率は減少している。

又これらの規定はなくても、当然労働基準法（以下単に法という）の適用を受けるので母性保護にとりたてて支障はおこらない。ただ規定のある場合には、法を上廻る規定がなされている場合もあり得る。

なお「規定はないが請求があれば軽易業務に転換させる」又は「規定はないが労働基準法のとおりにする。」と報告されている例も多々ある。次に6項目の一つ一つについて規定の有無を見ると。

2　軽易業務への転換に関する規定

法第65条3項で「使用者は妊娠中の女子が請求した場合においては他の軽易な業務に転換させなければならない」と規定しているが、これと同趣旨の規定あるもの425で42.8％、それ以外は規定のないものである。規定あるもののうちでは就業規則に規定されているものが353で最も多く、その他62、労働協約51規定はあるがどれに規定されているかわからないもの（これは「あり」の中の不明に計上した）が11ある。（表8参照）

3　産前産後の休業に関する規定

法第65条によつて、使用者は、6週間以内に出産する予定の女子が休業を請求した場合及び産後6週間を経過しない女子を就業させてはならないとになつている。但し産後5週間を経過した女子が請求した場合に医師が支障ないと認めた業務に就かせることができる。これと同趣旨の規定の有無をみると規定なしが270で27.2％規定あるものが724で72.8％ある。その内訳は表8のとおりである。

4　産前産後による解雇制限に関する規定

法第19条によつて、産前産後の女子が法に従つて休業している期間及びその後30日間は解雇してはならないことになつている。

これと同趣旨の規定のある事業場は314で31.6％、規定のないものはその2倍を超える680で68.4％となつている。（表8参照）

5　育児時間に関する規定

法第66条により、生後満1年に達しない生児を育てる女子は、休憩時間の外、1日2回各々少くとも30分育児時間を請求することができる。これと同趣旨の規定があるもの559（56.2％）、ないもの435（43.8％）で、「ある」方が多い。（表8参照）

6　危険有害業務の就業制限に関する規定

法第63条により、使用者は、女子を女子年少者労働基準規則第9条に定める危険、有害業務又は同規則第7条の重量物を取扱う業務に就かせてはならないが、之に対応する規定のある事業場は274（27.6％）、ないものが720（72.4％）となつている。規定のないものの中には、全然その事業場に危険有害業務がないので規定のない場合が相当あると考えられる。（表8参照）

7　慶弔規定のうち出産に関する規定

慶弔規定のうち出産に関する規定は、法に直接の規定はないが、就業規則等に規定のあるもの321（32.3％）、ないもの672（67.6％）で、あるものは大体$\frac{1}{3}$程度である。この場合は「あり」のうちその他に定め

ているものが164で最も多く、前記2から6までの事項が就業規則に規定するものが最も多かつたのと異つている。

なお以上の数字は労働組合、共済会などの規約は含まず、事業場又は事業主から給付されるもののみ計上したものである。(表8参照)

表8　母性保護に関する規定の有無

昭和29年1月婦人少年局調

項目＼規定の有無	規定なし		規定あり		規定ありの内訳				有無不明	
		百分比		百分比	就業規則	労働協約	その他	いずれか不明		百分比
軽易業務転換に関して	569	57.2	425	42.8	353	51	62	11	0	0
産前産後休業に関して	270	27.2	724	72.8	637	89	50	32	0	0
産前産後の解雇制限に関して	680	68.4	314	31.6	271	24	13	18	0	0
育児時間に関して	435	43.8	559	56.2	468	61	58	22	0	0
危険有害業務の就業制限に関して	720	72.4	274	27.6	235	33	18	10	0	0
産児規定のうち出産に関して	672	67.6	321	32.3	137	28	164	14	1	0.1

三　出産労働者に関する総括的事項

前述994事業場から報告のあつた2,101人(表3)の産婦について年齢、勤続年数、賃金等を把握しようとしたが、この欄に記入されているのは2,027人で表3の場合よりやや少くなつている。

一事業場あたり約2人、そのうち初産者が1,126人(55.6%)、経産者は901人(44.4%)である。

1　年齢別、初産経産別産婦数

出産労働者の年齢をみると20歳代が最も多く1,526人でほぼ全体の$\frac{3}{4}$を占める(75.3%)。次は30歳代で21.7%、19歳以下は1.8%40歳以上は1.1%に過ぎない。先年の調査では20歳代が76.2%となつているから、今回の調査と大した差はない。

初産者は1,126人のうち90.8%にあたる1,022人が20歳代であり、経産者の場合は901人のうち20歳代は55.9%、30歳代が41.6%となつている。

平均年齢は初産者24歳、経産者は29歳、合計では27歳である。(表9参照)

表9　年齢別産婦数

昭和29年1月婦人少年局調

県名	初経別	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40歳以上	不明	計	平均年齢
		人	人	人	人	人	人	歳
山形	初産	4	124	12	0	0	140	25
	経産	0	56	42	3	0	101	29
	計	4	180	54	3	0	241	27
福島	初産	0	45	2	0	0	47	24
	経産	0	26	25	0	0	51	30
	計	0	71	27	0	0	98	27

〔次頁へ続く〕

県名	初経別	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40歳以上	不明	計	平均年齢
		人	人	人	人	人	人	歳
新潟	初産	1	85	5	1	0	92	26
	経産	0	37	33	3	0	73	30
	計	1	122	38	4	0	165	28
富山	初産	5	97	2	0	1	105	24
	経産	0	61	25	1	0	87	27
	計	5	158	27	1	1	192	25
石川	初産	8	259	13	0	0	280	23
	経産	0	144	94	5	0	243	28
	計	8	403	107	5	0	523	25
福井	初産	3	96	8	0	1	108	26
	経産	0	73	56	1	0	130	29
	計	3	169	64	1	1	238	28
岡山	初産	1	38	3	0	0	42	24
	経産	0	18	34	3	1	56	30
	計	1	56	37	3	1	98	27
広島	初産	6	150	11	0	0	167	24
	経産	0	53	39	3	0	95	29
	計	6	203	50	3	0	262	26
徳島	初産	3	54	5	1	0	63	24
	経産	0	25	13	0	0	38	29
	計	3	79	18	1	0	101	26
香川	初産	4	74	4	0	0	82	24
	経産	1	11	14	1	0	27	30
	計	5	85	18	1	0	109	26
合計	初産	36	1,022	65	2	2	1,126	24
	経産	1	504	375	20	1	901	29
	計	36	1,526	440	22	3	2,027	27
	%	1.8	75.3	21.7	1.1	0.1	100	—

2　勤続年数

勤続年数(出産当日まで、それ以前に退職している時は退職時まで)をみると、5年未満が1,285人(63.4%)で、5年以上10年未満618人(30.5%)、10年以上115人(5.7%)となつている。5年未満の5ちでは1年未満が少い外は1年台、2年台が共に17%程度で、3年台、4年台の順に該当者が少くなつている。

平均では初産者、経産者のいずれも勤続4年である。(表10参照)

表10　産婦の勤続年数

昭和29年1月婦人少年局調

勤続年数＼初経別	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	10年以上	不明	計	平均
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	年
初産	49	209	200	148	129	339	49	3	1,126	4
経産	31	140	152	122	105	279	66	6	901	4
合計	80	349	352	270	234	618	115	9	2,027	4
%	3.9	17.2	17.4	13.4	11.5	30.5	5.7	0.4	100	—

3 部　門　別

従事する仕事が、現場部門であるか事務部門であるかによつてわけてみると約8割が現場部門、2割弱が事務部門の仕事をしていることになる。先年の調査では、直接部門が91％であつた。(表11参照)

表11　部門別産婦数　昭和29年1月婦人少年局調

初経別＼部門別	計	現場部門	事務部門	不　明
	人	人	人	人
初　産	1,126	835	280	11
経　産	901	789	102	10
合　計	2,027	1,624	382	21
％	100	80.1	18.9	1.0

4 賃　金

(a) 産前産後の休業中の賃金

産前産後の休業中の賃金については何ら法には規定がないが、これらの人々が休業中に有給であつたか無給であつたかを調べると、(健康保険による出産手当金を含まない。健康保険加入事業場を選んだのだから無給の場合にも、出産手当金として標準報酬日額の60％は給付されている筈である) 無給の人が1,314人で64.8％、有給の人は474人で23.4％である。

事務部門と現場部門に分けてみると、事務部門では有給が無給の2倍近くもあり、現場部門では無給の人が有給の人より遙かに多いという結果になつている。この場合有給とは100％有給のみでなく少しでも給与の支給される場合は有給としたものである。(表12参照)

表12　部門別産前産後の休業中賃金の有無

昭和29年1月婦人少年局調

賃金＼部門別	計	有　給	無　給	不　明
	人	人	人	人
現場部門	1,624	251	1,182	101
事務部門	382	222	115	45
不　明	21	1	17	3
合　計	2,027	474	1,314	239
％	100	23.4	64.8	11.8

(b) 休業前後の賃金比較

産前産後の休業中を別として、休業前と休業後において賃金に差があるかどうかを調べると、54.5％にあたる1,105人は等額の賃金を得ており等額ではなく差のある人は18.9％(384人)であつた。

差のあるうち休業後の方が多くの賃金を得ている人は252人で、休業前の方が多い人の2倍に近い。

不明が538人もあるが、この中には無記入のため不明の場合の他に、産後に退職してしまつたため比較出来ない人も含まれている。休業後により多くの賃金を得ている例としては休業中に昇給期が到来したためというのがある。(表13参照)

表13　産前産後の休業前後の賃金比較

昭和29年1月婦人少年局調

前後の賃金＼項目	計	同　じ	同じでない			不　明
			前＞後	前＜後	小　計	
	人	人	人	人	人	人
人　員	2,027	1,105	132	252	384	538
％	100	54.5	6.5	12.4	18.9	26.6

四　軽易業務への轉換

1 年齢別、初産経産別人員

産前に軽易業務に転換した人は184人で初産者97人、経産者87人である。表9の産婦数に比較すると9.1％が軽易業務に転換しているわけで、先年の調査の2.8％に比して、相当高率である。

年齢別では、20歳代が142人77.2％、30歳代が40人21.7％で、これは夫々20歳代の産婦1,526人、30歳代の産婦440人の9.3％、9.1％にあたる。(表14参照)

表14　軽易業務への転換者数

昭和29年1月婦人少年局調

初経別＼年齢別	計	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40歳以上
	人	人	人	人	人
初　産	97	2	90	5	0
経　産	87	0	52	35	0
合　計	184	2	142	40	0
％	100	1.1	77.2	21.7	0

2 軽易業務への転換の時期及び転換日数

転換の時期は産前43～100日の間に転換した人が最も多く29.9％、21～42日の間に転換した人が21.7％で、これに次ぎ、101日より前に転換した人が13.6％で、いつ転換したか不明が27.7％ある。(表15参照)

表15　軽易業務への転換の時期

昭和29年1月婦人少年局調

初経別＼時期	産前20日以内	42日以内	100日以内	101日以上	不　明	計
	人	人	人	人	人	人
初　産	5	17	30	17	30	97
経　産	10	23	25	8	21	87
合　計	13	40	55	25	51	184
％	7.1	21.7	29.9	13.6	27.7	100

転換していた日数は、50日以上が31.5％で最も多く、不明が29.3％ある外は、30～39日の人が、11.4％、10～19日、20～29日が8.2％づつである。(表16参照)

表16　軽易業務の転換日数

昭和29年1月婦人少年局調

初経別＼日数	10日未満	10日以上	20日以上	30日以上	40日以上	50日以上	不　明	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
初　産	3	7	10	10	5	32	30	97
経　産	4	8	5	11	9	26	24	87
合　計	7	15	15	21	14	58	54	184
％	3.8	8.2	8.2	11.4	7.6	31.5	29.3	100

3 軽易業務への転換前後の賃金

軽易業務に転換して賃金に差が生じたかどうかをみると、約$\frac{3}{4}$にあたる140人は差がなく、転換前と同額の賃金を得ている。

13.6％に当る25人は賃金が減つていて、逆に7.6％に当る14人は転換後により多い賃金を得ていることがわかつた。しかし軽易な仕事になつたために賃金が増加したというのは考えられないので別の理由によるものであろう。そこで転換者の8割強が同額又はそれ以上の賃金を得て居り、13.6％が少い賃金を得ていたことになる。先年の調査では同等又はそれ以上の人は15人で総数23人に対し65.2％であつた。(表17参照)

表17　軽易業務への転換前後の賃金比較

昭和29年1月婦人少年局調

前後の賃金＼項目	計	同　じ	同じでない			不　明
			前＞後	前＜後	小　計	
	人	人	人	人	人	人
人　員	184	140	25	14	39	5
％	100	76.1	13.6	7.6	21.2	2.7

五　産前産後の休業日数

産前産後にどの程度休業したかをみようとしたものであるが、ここに報告されたのは1,956人で、産婦2,027人に対し96.5％に当る。そのうち初産者は1,080人(55.2％)、経産者は876人(44.8％)である。

1 産前の休業日数

産前産後の休業日数はいずれも個人による差が非常に多いのであるが、産前の休業者についてみると1,956人のうち0日から6週まで休業した人は1,661人で84.9％、6週を越える休業をした人は216人、11.0％で6週以内の休業者が圧倒的に多く、先年の調査の84％、16％と大体において近い数字である。

1週毎に区切つて該当者数をみると、0日を含む1週以内の休業者が最も多く537人（27.5％）である。次は6週間以内の300人（15.3％）で、それ以外は一、二の例外はあるが週数の増す毎に休業者は少くなつている。不明の79人（4.1％）は主として、産前に退職したために休業日数不明のものである。

初産者と経産者を比較すると、経産者の方が産前（産後も同じであるが）休業日数は少い人が多いようで詳細は表18に明らかであるが、産前の平均休業日数は初産者25日、経産者21日、合計では23日である。なお、婦人少年局調による昭和26年の女子保護実施状況調査では産前の平均休業日数は約28日である。（表18参照）

表18 産前の休業日数

昭和29年1月 婦人少年局調

初経別＼日数	1週以内	2週以内	3週以内	4週以内	5週以内	6週以内	7週以内	8週以内	9週以内	10週以内	10週を超える	不明	計	平均日数
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	日
初産	245	137	109	108	105	181	49	36	16	9	23	62	1,080	25
経産	292	111	102	65	87	119	37	14	12	7	13	17	876	21
合計	537	248	211	173	192	300	86	50	28	16	36	79	1,956	23
％	27.5	12.7	10.8	8.8	9.8	15.3	4.4	2.6	1.4	0.8	1.8	4.1	100	—

2 産後の休業日数

産後の休業では、5週を超え6週以内の人が最も多く、723人で37.0％を占め（先年の調査では51.2％）7週以内が223人で11.4％、8週以内9.7％、10週を超えるもの9.3％の順となつている。

6週を超える休業者を合計すると794人で40.5％（先年の調査では44.4％）となつている。

なお、不明欄に計上した238人は、産前又は産後に退職したため日数不明のものが大部分で、その他調査日まで欠勤中の人も含んでいる。0日以上、5週以内の休業者は201人である。

平均休業日数は、初産者が52日で、経産者の50日よりやや多く、合計では51日休業している。平均日数にして産前の休業日数の2倍以上休業していることになる。（昭和26年の女子保護実施状況調査では平均休業日数は38日である。）

先年の調査では5週以内4.1％、6週以内51.2％、6週を超えるもの44.4％、不明0.3％、今回の調査では、5週以内10.3％、6週以内37.0％、6週を超えるもの40.5％、不明12.2％である。（表19参照）

表19 産後の休業日数

昭和29年1月 婦人少年局調

初経別＼日数	1週以内	2週以内	3週以内	4週以内	5週以内	6週以内	7週以内	8週以内	9週以内	10週以内	10週を超える	不明	計	平均日数
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	日
初産	2	1	6	20	67	392	103	105	75	33	109	167	1,080	52
経産	1	3	14	18	69	331	120	85	55	36	73	71	876	50
合計	3	4	20	38	136	723	223	190	130	69	182	238	1,956	51
％	0.2	0.2	1.0	1.9	7.0	37.0	11.4	9.7	6.6	3.5	9.3	12.2	100	—

六 育児時間

育児のため休憩時間外に、育児時間をとつた人は571事業場に属する1,055人で1事業場あたり1.8人、表9の産婦数2,027人に対し52.0％にあたる。女子保護実施状況調査ではこの率は25年45.8％、26年64.0％であつた。

2,027人から大雄把に退職者数566人及び死産であつた79人を差引いた1,382人に対しては76.3％にあたる人が育児時間を利用していることになる。

1 初産経産別育児時間

育児時間を利用している人のうちでは経産者が545人（51.7％）で初産者よりやや多い。

法第66条では1日2回、最低1回につき30分となつているが、便宜上1日における育児時間合計を調べてみると、休憩時間以外に1日60分又はそれ以上の育児時間をとつている人が813人で77.7％ある。1日に60分未満の育児時間をとつている人が、15.1％、その他2.4％となつている。その他というのは時間を定めず適宜又は必要時間というような場合である。（表20参照）

表20 1日当り育児時間

昭和29年1月 婦人少年局調

初経別＼育児時間	合計	60分以上	60分未満	その他	不明	所属事業場
	人	人	人	人	人	
初産	510	377	93	8	32	
経産	545	436	66	17	26	571
合計	1,055	813	159	25	58	
％	100	77.0	15.1	2.4	5.5	

2 年齢別、部門別育児者数

育児時間をとつた人の年齢をみると20歳代が73.4％、30歳代が23.4％で産婦数に大体比例している。

現場部門の人が84.2％を占め、事務部門の人の15.3％より遙かに多く、夫々の部門の産婦数と比較しても現場部門では1,624人に対し888人で54.7％、事務部門382人に対し162人で42.4％で現場部門の育児者の方が高率である。（表21参照）

表21 年齢別、部門別育児者数

昭和29年1月 婦人少年局調

項目＼初経別	計	年齢別				部門別		
		19歳以下	20～29歳	30～39歳	40歳以上	現場部門	事務部門	不明
	人	人	人	人	人	人	人	人
初産	510	20	462	27	1	406	102	2
経産	545	1	312	220	12	482	60	3
合計	1,055	21	774	247	13	888	162	5
％	100	2.0	73.4	23.4	1.2	84.2	15.3	0.5

3 育児時間中の賃金

育児時間中の賃金の有無をみると、有給の人が73.8％、無給の人が10.2％で、$\frac{3}{4}$が有給というわけである。先年の調査では93.5％が有給であつたのに比べ、今回の方が有給の率が少い。（表22参照）

表22 育児時間中の賃金

昭和29年1月 婦人少年局調

初経別＼賃金	計	有給	無給	不明
	人	人	人	人
初産	510	390	42	78
経産	545	389	65	91
合計	1,055	779	107	169
％	100	73.8	10.2	16.0

4 哺育場所

授乳の場所を休養室、食堂、宿直室、事務所、自宅、その他にわけてみると休養室が37.3％で最も多く自宅が20.9％で割合に多い。事務所、宿直室、食堂は5～2％程度でいずれも少ない。

その他が23.5％あるが、これは工場内におけるものであるが以上のいずれにも該当しないもので、例えば「工場内」と記入された場合が含まれる。従つて、自宅へ帰つて授乳する2割の人を除いては殆んど事業場内で授乳するわけで、特に家が事業場に近い場合を除き通常は事業場内で授乳すると考えてよい。(表23参照)

表23　哺　育　場　所

昭和29年1月　婦人少年局調

初経別＼哺育場所	計	休養室	食堂	宿直室	自宅	事務所	その他	不明
	人	人	人	人	人	人	人	人
初産	510	191	11	27	103	37	111	30
経産	545	202	14	14	118	19	137	41
合計	1,055	393	25	41	221	56	248	71
%	100	37.3	2.4	3.9	20.9	5.3	23.5	6.7

七　異　常　産

異常産と報告されたのは120人で、2,027人に対し5.9％にあたる。そのうち約$\frac{2}{3}$は死産、他は生産であつた。

その中初産者は1,126人に対し71人6.3％で、経産者の場合901人に対して49人の5.3％より、やや高率である。(表24参照)

表24　初産経産別異常産数

昭和29年1月　婦人少年局調

初経別＼生死産別	計	生産	死産
	人	人	人
初産	71	31	40
経産	49	10	39
合計	120	41	79
%	100	34.2	65.8

先年の調査では初産5.1％、経産5.2％で、今回の方が経産者の場合は同じような率であるが、初産についてはやや高い。ただ、この調査に関する限りでは、年齢別にみると20歳未満は産婦36人に異常産3人で8.3％、20歳代では1,525人に91人で6.0％、30歳代では437人のうち25人で5.7％、40歳以上が22人に1人で4.5％というように大体年齢の高くなるに従つて異常産の比率が減少している結果となつている。(表25参照)

表25　年齢別異常産数

昭和29年1月　婦人少年局調

生死産別＼年齢別	計	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40歳以上
	人	人	人	人	人
生産	41	2	32	7	0
死産	79	1	59	18	1
合計	120	3	91	25	1
%	100	2.5	75.8	20.8	0.9

部門別にみると現場部門が95人で事務部門の24人より遙かに多く4倍弱であるが、現場部門の産婦は1,624人で間接部門の382人の4倍弱あることから考えて異常産の率は現場部門の方が5.8％で事務部門の6.3％より少し低いことがわかる。(表26参照)

表26　部門別異常産数

昭和29年1月　婦人少年局調

部門別＼生死産別	計	生産	死産
	人	人	人
現場部門	95	31	64
事務部門	24	10	14
不明	1	0	1
合計	120	41	79
%	100	34.2	65.8

先年の調査でも間接部門の方が直接部門より高率であつた。従つて、異常産の率については経産者の方が初産者よりやや少く、又年齢の高くなる程、異常産は少くなるということになる。

事務部門、現場部門による差は、とりたてる程のことはないが事務部門の方がやや高率となつている。

八　産前産後の退職者数

産前及び産後に退職した人は566人で産婦数2,027人に対して27.9％にあたる。つまり100人につき28人が退職しているわけである。(先年の調査では退職者は306人で、産婦874人に対し退職率は35％であつた。)

そのうちでも初産者で退職した人は414人だから1,126人に対して36.8％で経産者が151人退職しているから、901人に対し16.8％なのに比較すると2倍以上の割合で退職したわけである。(先年の調査でも初産者の退職率は経産者の退職率の2倍以上である。)

表27　産前産後の退職者数

昭和29年1月　婦人少年局調

初経別＼退職時期	計	産前	産後	不明	所属事業場
	人	人	人	人	
初産	414	86	328	0	
経産	151	30	120	1	
不明	1	1	0	0	391
合計	566	117	448	1	
%	100	20.7	79.1	0.2	

なお、産前に退職したのは約2割で、産後に退職した人が約8割である。(先年の調査では産後退職者264人は産前退職者42人の6倍以上であつた。)

退職者は、後述の4人を除いていずれも任意退職である。(表27参照)

1　部門別、年齢別、退職者数

現場部門と事務部門とによつて退職する率に差があるかどうかをみると現場部門では436人退職しており1,625人に対し26.8％、事務部門では128人退職しているから381人に対し33.6％で、事務部門の方が退職の割合が多い。

退職者の年齢は20歳代が460人で81.3％を占め、30歳代が88人で15.5％ある。平均年齢は25歳である。(表28参照)

表28　部門別、年齢別退職者数

昭和29年1月　婦人少年局調

部門別＼年齢別	計	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40歳以上	不明	平均年齢
	人	人	人	人	人	人	歳
現場部門	436	12	345	77	1	1	25
事務部門	128	4	114	10	0	0	26
不明	2	0	1	1	0	0	28
合計	566	16	460	88	1	1	25
%	100	2.8	81.3	15.5	0.2	0.2	—

2　産前の退職者

産前の退職者117人のうち出産日からさかのぼつて計算すると6週以内に退職した人は45人(39.4％)、6週を超え10週以内に退職した人は25人(21.4％)、10週より以前の退職者が37人(31.6％)、不明10人

で、平均すると72日前に退職していることになる。(表29参照)

表29 産前の退職の時期

昭和29年1月 婦人少年局調

初経別＼時期	計	1週以内	2週以内	3週以内	4週以内	5週以内	6週以内	7週以内	8週以内	9週以内	10週以内	10週を超える	不明	平均日数	所属事業場
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	日	
初産	86	2	5	5	5	9	4	3	2	7	5	31	8	76	
経産	30	4	4	1	1	3	2	1	2	5	0	6	1	62	
不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	—	91
合計	117	6	9	6	6	12	6	4	4	12	5	37	10	72	
%	100	5.1	7.7	5.1	5.1	10.3	5.1	3.4	3.4	10.3	4.3	31.6	8.6	—	

3 産後の退職者

産後の退職者は448人で、産後6週以内の退職者は127人(27.1%)、それを超え10週以内の退職者は167人(37.2%)、10週を過ぎた以後の退職者は137人(30.6%)、不明17人で平均すると産後69日に退職していることになる。(表30参照)

表30 産後の退職の時期

昭和29年1月 婦人少年局調

初経別＼時期	計	1週以内	2週以内	3週以内	4週以内	5週以内	6週以内	7週以内	8週以内	9週以内	10週以内	10週を超える	不明	平均日数	所属事業場
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	日	
初産	328	9	5	4	5	19	49	54	37	21	15	97	13	68	
経産	120	5	1	3	3	6	18	16	14	7	3	40	4	74	
合計	448	14	6	7	8	25	67	70	51	28	18	137	17	69	307
%	100	3.1	1.3	1.6	1.8	5.6	15.0	15.6	11.4	6.2	4.0	30.6	3.8	—	

4 退職理由

これらの人々の退職の理由は殆んどが、育児、妊娠又は家事の都合となつている。その中では育児のためが最も多く43.3%を占め、次は妊娠のためが14.1%、家事の都合が13.6%という状況である。

退職理由のうち解雇されたものが、初産者2人、経産者2人、計4人あつて、その時期が産後3週以内1人、7週以内2人、10週を超えるもの1人である。(表31参照)

表31 産前産後の退職の理由

昭和29年1月 婦人少年局調

初経別＼理由	計	妊娠	育児	病気	家事	その他	不明	解雇
	人	人	人	人	人	人	人	人
初産	414	66	169	7	55	72	43	2
経産	151	14	76	2	22	23	12	2
不明	1	0		0	0	0	1	0
合計	566	80	245	9	77	95	56	4
%	100	14.1	43.3	1.6	13.6	16.8	9.9	0.7

第二部 個人別調査

一 調査産婦数

調査産婦数は、100人である。産婦の選び方は山形、福島、新潟、富山、石川、福井、岡山、広島、徳島、香川の10県より1県について10人の産婦を第一部で述べた事業場より選んだ。

以下産婦100人について調査した個人別調査票を取り纒めた結果を述べる。

二 調査産婦について

調査の対象となつた産婦について見ると、先ず年齢は、産婦100人の中21歳～25歳のものが40人、26歳～30歳のものが38人で20歳代が78%を占めている。

勤続年数について見ると、産婦100人の中、2年～4年のものが25人、2年未満のものが20人、6年～8年のものが18人、4年～6年のものが17人で8年未満のものが80%を占めている。

妊娠前の家事労働の有無について見ると、産婦51人の中、家事労働をしたもの33人、家事労働をしなかつたもの18人となつている。

産婦の住居を見ると、産婦100人の中、自宅に住んでいるもの67人、その他21人、社宅5人であつた。「その他」というのは借家、間借り等であつた。

産婦の家族を見ると、平均家族数5.2人であつた。

三 初経産別

調査産婦100人の中、初産者58人、経産者42人となつている。

四「つわり」

「つわり」について見ると、「つわり」のなかつた人が産婦100人の中26人いる。「つわり」のあつた産婦74人について見ると、「つわり」は妊娠2ヶ月より始まつた人が43%を占めて最も多く、妊娠3ヶ月より始まつた人が28%を占めて続いて多い。

「つわり」の期間は21日～30日あつたものが27%を占めて最も多く、11日～20日あつたものが23%を占めて続いて多い。

「つわり」の為に休業したかどうかを見ると、休業しなかつた人は「つわり」のあつた産婦74人の中、55%を占めている。休業した人の期間について見ると、1日～1週のものが48%を占めて最も多い。

初経産別に見ると、「つわり」は初産の人が経産の人より休業日数が多い。

年齢別に見ると、休業しなかつた人は、26歳～30歳のものが38%で最も多く、休業した人の中では21歳～25歳のものが1日～1週休んだ率が50%で最も多い。

先年の調査では平均休業日数が4日であつたが、今回の調査では平均休業日数が5日であり、「つわり」のなかつた人を除けば平均休業日数は6日となり、先年の調査より多い。(表32参照)

表32「つわり」について

（「つわり」其の一）「つわり」は妊娠何ケ月よりか　　昭和29年1月　婦人少年局調

0	1ケ月より	2ケ月より	3ケ月より	4ケ月より	5ケ月より	6ケ月より	7ケ月より	8ケ月より	9ケ月より	10ケ月より	11ケ月より	不明	計
人 26	人 13	人 32	人 21	人 1	人 1	人 —	人 2	人 —	人 —	人 1	人 2	人 1	人 100

（「つわり」其の二）「つわり」の期間は約何日間位か

0	1～10日	11～20日	21～30日	31～40日	41～50日	51～60日	61～70日	71～80日	81～90日	91日以上	不明	計
人 26	人 7	人 17	人 20	人 1	人 2	人 10	人 1	人 —	人 2	人 13	人 1	人 100

（「つわり」其の三）「つわり」のための初、経産別休業日数

日数 / 初経産別	0日	1日～1週	1週～2週	2週～3週	3週～4週	4週～5週	5週以上	不明
初産	人 32	12	4	4	1	2	2	1
経産	35	4	0	0	1	1	1	0
計	67	16	4	4	2	3	3	1

（「つわり」其の四）年齢別「つわり」のための休業日数

休業日数 / 年齢別	20歳以下	21歳～25歳	26歳～30歳	31歳～35歳	36歳～40歳	41歳以上
0日	人 2	25	26	10	3	1
1日～1週	1	8	4	2	1	—
1週～2週	—	3	1	—	—	—
2週～3週	1	2	1	—	—	—
3週～4週	—	—	2	—	—	—
4週～5週	—	1	2	—	—	—
5週以上	—	—	2	1	—	—
不明	—	1	—	—	—	—
計	4	40	38	13	4	1

五　医師又は助産婦の診察を受けた回数

産婦が妊娠後出産前において医師又は助産婦の診察を受けた回数を見ると、その平均回数は8回である。先年の調査では5回であつたので、今回の調査の方が多い。

医師の診察を受けた平均回数と、助産婦の診察を受けた平均回数は共に4回である。（表33参照）

表33　妊娠より出産迄に医師又は助産婦の診察を受けた回数

昭和29年1月　婦人少年局調

	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回以上	不明
医師	人 32	15	7	9	6	7	2	3	4	0	5	1	8	2
助産婦	19	5	14	14	13	12	4	2	5	4	5	1	2	0
計	51	20	21	23	18	19	6	5	9	4	10	2	10	2

六　産前休業

産婦数100人のうち、産前休業を請求し得る以前に解雇された産婦1人を除いた産婦数99人の中、産前休業日数6週間以内のものは86人、6週間を超えるものは13人であり、前者が遙かに多い。週別休業日数は、1週間以内の産婦が最も多く28人であり、以下4週以上5週、5週以上6週と続く。この傾向は先年の調査で6週以上7週の産婦が最も多かつたのと違つた傾向を示している。（表34参照）

上述の如く1週間以内の休業日数の産婦が最も多いが、産前休業日数が少かつたり、全く休まなかつた場合の理由について見ると「苦痛でないから」が大部分であるが、その他の理由としては「日給であるので休むと稼ぎが減るので気分のよい時は勤務した」「仕事に差支える」「産前は産む迄働き続けた方がお産が楽だという姑の言葉に従つた」等の理由があつた。

七　産後休業

産婦数100人のうち、退職とか解雇された人を除いた94人の産後休業について見ると、5週間以内のものが11人で12％、5週間を超え6週間以内のものが30人で32％、6週間を超えるものは53人で57％であり、6週間を超えるものが、6週間以内のものより多い。

週別休業日数では5週を超え6週以内のものが最も多く、このうち法定期間である42日のものが16人となつている。次は10週以上のものが13人でこれに続いて多かつた。この傾向は先年の調査に現われた傾向と同じである。（表34参照）

表34　産前産後休業日数調

昭和29年1月　婦人少年局調

	1週以内	1週～2週	2週～3週	3週～4週	4週～5週	5週～6週	6週～7週	7週～8週	8週～9週	9週～10週	10週以上
産前休業日数	人 28	人 9	人 10	人 7	人 17	人 15	人 5	人 3	人 2	人 —	人 3
産後休業日数	—	—	1	1	9	30	11	11	11	7	13

註　1.　昭和28年2月16日に出産した産婦が昭和27年11月1日にすでに解雇されていたために産前休業を取るに至らなかつた事例があつた。

2.　産後休業については産婦100人のうち、退職、解雇等によつて事業場を去つた産婦6人を除いた産婦94人についての調査である。

上述の如く6週を超えるものが57％もいるがその理由について見ると、理由は「病気になつたため」「大事をとつたため」「育児のため」「家事のため」等種々の理由があつた。

八　出　　産

出産の死産生産別を見ると、産婦100人のうち生産90、死産9、流産1となつている。

分娩が正常であつたか、異常であつたかを見ると、産婦100人のうち、正常が80人、異常が19人、不明が1人であつた。

異常産の形態を見ると、「狭骨盤」「上向で生れた」「逆児」「子癇のため三日間正気なし、陣痛を注射で起

す」等の例があつた。

産婦100人のうち、死産した産婦10人を除いた90人についてその新生児は普通か否かについて見ると、「普通」62人に対し、「普通以上」も「普通以下」も同じく14人で23％を占めており、同率であつた。

出産の場所は産婦100人のうち、自宅が58人、実家が19人、病院が20人、「その他」が3人であつた。「その他」とは助産所等であつた。

出産日が予定日より早かつたか遅かつたかを調べて見ると、産婦100人のうち、早かつたもの45人、遅かつたもの47人、予定日と同じだつたもの3人、不明5人であり、遅かつたものが早かつたものより僅かに多い。予定日より早かつた例の平均日数は10日であり、遅かつた例の平均日数は7日である。（表35参照）

表35　出産日が予定日よりどの程度早かつたか或は遅かつたかについての調

昭和29年1月　婦人少年局調

	1日～1週	1週～2週	2週～3週	3週～4週	4週～5週	5週～6週	6週～7週	7週～8週	8週以上	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
予定日より早い	22	10	4	1	6	—	—	1	1	45
予定日より遅い	29	14	3	—	1	—	—	—	—	47

九　家事労働

産婦が産後家事労働を始めた時期は、2週～3週の間に始めたものが最も多く、次いで4週～5週の間に始めたものが多い。この傾向は先年の調査の傾向と似ているが、1週～2週のものより4週～5週のものが多くなつて来た事が相違している。

初産、経産別に見ると、初産では4週～5週の間に始めたものが最も多く、次いで3週～4週の間に始めたものが多い。経産では2週～3週の間に始めたものが最も多く、1週～2週、4週～5週の間に始めたものが続いて多い。比較すると経産の方が家事を始めた時期が早い。（表36参照）

表36　初産、経産別の産後家事労働を始めた時期

昭和29年1月　婦人少年局調

	1週以内	1週～2週	2週～3週	3週～4週	4週～5週	5週～6週	6週～7週	7週～8週	8週～9週	9週を超えるもの	不明
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
初産	6	5	7	8	10	4	0	3	5	5	0
経産	2	7	14	4	7	2	1	3	1	1	1
計	8	12	21	12	17	6	1	6	6	6	1

註　産婦100人の中、家事労働をしない産婦4人を除いた産婦96人についての調査である。

十　育　　兒

1　乳兒の保護をする者

産婦73人の中、家族が家でみているものが77％を占めている。家族の中でも母が最も多い。「本人」が工場で世話しているのが、母に次いで多かつた。この傾向は先年の調査と同じである。（表37参照）

表37　作業中の乳兒の保護

昭和29年1月　婦人少年局調

県名	家族				本人	その他					計
	母	祖母	義姉	その他		子守	知人	里の母	その他	不明	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
山形	5	—	1	—	—	—	—	1	1	—	8
福島	4	—	—	—	—	1	—	—	1	—	6
新潟	5	—	—	—	—	—	1	—	—	—	6
富山	4	—	1	—	—	—	—	—	—	—	5
石川	3	2	—	1	1	—	—	—	—	—	7
福井	5	—	—	—	3	—	—	1	—	—	9
岡山	5	—	—	—	—	—	—	—	1	1	7
広島	7	—	—	—	2	—	—	—	1	—	10
徳島	4	1	—	1	—	—	1	—	—	—	7
香川	5	2	—	—	—	—	—	—	—	1	8
計	47	5	2	2	6	1	2	2	4	2	73

註　産婦100人の中、死産した産婦、退職した産婦を除いた産婦73人についての調査である。

2　授乳について

1日の授乳回数は産婦69人の中、2回のものが32％で最も多く、次いで1回のものが22％、3回のものが19％となつている。

1回の授乳時間は産婦66人の中、30分のものが29％で最も多く、20分のものが23％、15分のものが19％と続いて多い。

授乳期間は乙は見込も入つているが、産婦68人の中、10ヶ月～1年未満が22％で最も多く、3～6ヶ月、7～9ヶ月の何れもが13％の同率で続いて多い。（表38参照）

表38　授　乳　に　つ　い　て

（その一）　1日の授乳回数　　昭和29年1月婦人少年局調

1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	不明	計
人	人	人	人	人	人	人	人
15	22	13	3	5	9	2	69

（その二）　1回の授乳時間

5分	10分	15分	20分	25分	30分	35分	40分	45分	不明	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1	7	13	16	1	20	—	2	1	5	66

（その三）　授　乳　期　間

3ヶ月未満	3～6ヶ月	7～9ヶ月	10ヶ月～1年	1年～1年3ヶ月	1年3ヶ月以上	不明	計
人	人	人	人	人	人	人	人
1	9	9	15	2	5	27	68

3　産婦の子の数

調査した産婦の学齢前の子供の数は産婦100人に対して63人である。

十一　姙娠・出産による退職の有無及び産後の作業

姙娠・出産によつて退職したか引続き働いているかを見ると、産婦100人のうち、20人が退職している。退職の時期について見ると、産前退職4人、産後退職15人、不明1人であつた。

退職事由について見ると退職した産婦20人の中、1人だけ経営困難という理由で解雇されている他は任意退職であつた。退職の理由は殆んどが「育児のため」であるが、「職場えの気兼ねから」というものもあつた。

産後引続き働いているとき、働き辛いか、変りないかを見ると、82人の産婦の中働き辛いと述べたものは7%であつた。「辛い」という理由を見ると、家事多忙という理由が殆んどであつた。(表39参照)

表39　姙娠出産による退職の有無及びその後の作業

昭和29年1月　婦人少年局調

退職	引続き働いている				計
	働き辛い	変りない	その他	不明	
20人	6人	71人	2人	1人	100人

註　「その他」には「辛くないが能率が下る」等を入れた。

昭和29年10月20日　印刷
昭和29年11月1日　発行

産前産後の休業状況調査

編集兼発行人　東京都千代田区大手町1丁目7番地
労働省婦人少年局

印刷所　東京都新宿区花園町64番地
信陽堂印刷株式会社